

議案第 27 号

所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例等の
一部を改正する条例制定について

所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例等の一部
を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

民法及び土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、
規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例等の
一部を改正する条例

(所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例の一部
改正)

第1条 所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例

(昭和58年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第91条第3項」を「第91条第4項」に改める。

第27条第2項第1号中「が年6パーセント」を「が法第103条第4項の
規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率」に、「年6パーセ
ント」を「当該法定利率」に改め、同項第2号中「年6パーセント」を「法
第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率」
に改める。

(所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例(昭和

61年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第91条第3項」を「第91条第4項」に改める。

第27条第2項第1号中「が年6パーセント」を「が法第103条第4項の
規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率」に、「年6パーセ
ント」を「当該法定利率」に改め、同項第2号中「年6パーセント」を「法
第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率」
に改める。

(所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改
正)

第3条 所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例(平成

27年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「が年6パーセント」を「が法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に、「年6パーセント」を「当該法定利率」に改め、同項第2号中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前々日までに土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった場合における所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例第27条第1項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率については、第1条の規定による改正後の所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例第27条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前々日までに法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった場合における所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例第27条第1項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率については、第2条の規定による改正後の所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例第27条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日の前々日までに法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった場合における所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例第27条第1項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべ

き利子の利率については、第3条の規定による改正後の所沢都市計画事業所沢
駅西口土地区画整理事業施行に関する条例第27条第2項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。